

## 「令和7年度 被扶養者資格再確認業務」の実施について

### 1 実施方法

#### (1) 被扶養者資格再確認業務

「被扶養者状況リスト」を事業主様へ送付します。

#### (2) 添付書類について

事業主や協会の業務効率化のため、添付書類は提出不要（事業主の確認までに留めること）としますが、確認対象者の収入が、人手不足による労働時間延長に伴い、一時的に130万（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合は180万円）を超過する場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明の提出を求めます。

### 《6年度からの変更点》

#### (1) 送付対象者の変更について

今年度は、以下の3つの条件のいずれかに該当する被扶養者に絞って、再確認を実施します。

- ①健康保険の資格が重複している者（資格重複）
- ②同居が要件となっている続柄の者のうち、被保険者と世帯番号が異なる者（要同居）
- ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上の者は180万円）を超過している者（18歳未満の者や直近で認定された者を除く）（収入超過）

#### (2) リストについて

昨年度まで、複写式としていましたが、事業主控も併せて提出されていたため、今年度から事業主控を廃止し、協会提出用のみとします。

例年、確認不要である被扶養者情報もリストに掲載していましたが、確認対象者のみリストに印字します。

また、昨年度までリストに記載していた確認区分を廃止し、リーフレット等で確認ポイント（手順）を示し、すべての対象者について同一の観点で確認を行っていただきます。

#### 【確認ポイント】

- ①他の健康保険に加入していないか
- ②同居が必要な続柄の者が別居していないか
- ③被扶養者の年収が収入要件を満たしているか

収入要件を超過している場合はその原因が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであるか

- ④（別居の場合のみ）被扶養者の年収が仕送り額より少ないか

### (3) 確認書類及び扶養解除手続きについて

事業主や協会の業務効率化のため、添付書類は「一時的な収入変動」に係る事業主証明及び被扶養者異動届以外、提出不要（事業主の確認までに留めること）とします。

## 2 実施期間

### (1) リスト等の送付時期

令和7年10月中旬～令和7年10月下旬（予定）

### (2) リスト等の提出期限

令和7年12月12日（金）（予定）

## 3 送付物

- ・被扶養者状況リスト
- ・説明用リーフレット
- ・被扶養者調書兼異動届（削除用）
- ・返信用封筒（協会私書箱設置）
- ・マイナ保険証利用促進チラシ

## 4 リストの社会保険労務士への送付について

社会保険労務士へリスト等の送付を希望する場合は、以下の方法にて協会支部へお手続きをお取りください。

### (1) 受託事業所様の承諾

社会保険労務士あてにリスト等を送付することについて、受託事業所様に事前に承諾を得てください。

### (2) 同意事業所一覧表の作成（別紙1）

承諾を得た事業所様について、以下の点にご留意いただき同意事業所一覧表を作成してください。

- ① 協会支部別（都道府県別）に作成。
- ② 「通番」欄については、協会支部ごとに1番から順に番号を記入。
- ③ 記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている7桁もしくは8桁のもの）」を記載。

※同意事業所一覧表は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です。

### (3) 誓約書の作成（別紙2参照）

以下の内容を含んだ、誓約書を作成してください。

- ① 受託事業所の事業主様から事前に承諾を得ていること。
  - ② 提出期日までに提出すること。
  - ③ 社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所様と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。
- ※誓約書は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です

#### (4) 協会支部への提出

誓約書及び同意事業所一覧表を、令和7年8月8日（金）までに管轄の協会支部に提出（郵送）してください。

※同意事業所一覧表及び誓約書については、社会保険労務士において、その写しを保管してください。

### 5 社会保険労務士へリスト等の送付

「被扶養者状況リスト」は、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に令和7年10月中旬以降、本部（委託業者）から順次発送いたします。

### 6 リスト等の提出

確認が完了したリスト等の提出にあたっては、以下の点に特にご留意いただき、ご提出ください。

- (1) 返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。
- (2) リストの写の送付は原則対応しておりません。

### 7 協会けんぽにおける情報の利用

社会保険労務士よりご提出いただいた同意事業所一覧表は、協会支部が都道府県社会保険労務士会様等への委託業務として実施する「事業者健診結果データの提供にかかる同意書の取得業務」等の健診等勧奨業務において、協会支部が勧奨事業所を選定するための情報として利用することがあります。

※ 都道府県社会保険労務士会様等と協会けんぽとの間で上記の健診等勧奨業務にかかる委託契約を締結していない場合は、同意事業所一覧表の情報は利用いたしません。